

感対第 58 - 2号
令和5年4月10日

各保健所長 様

感染症対策課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
啓発資材の周知について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、厚生労働省より、令和5年4月4日付け事務連絡において、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、感染対策や診療方針に関する医療機関向けの啓発資材（リーフレット）を発出したことについて周知がありました。

つきましては、別添の通知の内容を御了知いただき、埼玉県医師会非会員医療機関宛てご周知いただきますようお願いいたします。

リーフレットにつきましては県のホームページでも公表しています。
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/aftercovid19_leaflet.html

感染症・新型インフルエンザ対策担当
TEL：048-830-3557
Email：a7500-14@pref.saitama.lg.jp